

⑦亡くなられたとき

届の種類	手続きチェック 当てはまるものに <input type="checkbox"/> して確認してください		
死亡届	親族等が死亡した。 ⇒死亡届を出す。	<input type="checkbox"/>	
世帯主変更	亡くなられた方が世帯主で、15歳以上の世帯員が3人以上であった。	<input type="checkbox"/>	
印鑑登録	亡くなられた方が印鑑登録をしていた。	<input type="checkbox"/>	
国民健康保険	亡くなられた方が加入していた。	<input type="checkbox"/>	
	葬祭費を申請する。	<input type="checkbox"/>	
国民年金	亡くなられた方が加入していた。	<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が受給していた。 ※老齢福祉年金、障害（基礎）年金、遺族（基礎）年金	<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が受給していた。 ※老齢（基礎）年金	<input type="checkbox"/>	
後期高齢者医療	亡くなられた方が加入していた。	<input type="checkbox"/>	
	葬祭費を申請する。	<input type="checkbox"/>	
重度障害老人健康管理費	亡くなられた方が重度心身障害老人健康管理費支給事業対象者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>	
介護保険	亡くなられた方が介護保険被保険者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>	
身体障害者手帳	亡くなられた方が身体障害者手帳をもっていた。	<input type="checkbox"/>	
療育手帳	亡くなられた方が療育手帳をもっていた。	<input type="checkbox"/>	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当	亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受けていた。	<input type="checkbox"/>	
京都市心身障害者扶養共済	亡くなられた方が加入者証又は扶養共済年金証書を持っていた。	<input type="checkbox"/>	
特別児童扶養手当	亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>	
児童扶養手当	亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>	
児童手当	亡くなられた方が児童手当を受給していた。	<input type="checkbox"/>	

チェック項目は25ページに続きます。

ご用意いただくもの	
<input type="checkbox"/> 届書 <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード又は個人番号カード又は通知カード (お持ちの場合は返納が必要) <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書(死亡した方が特別永住者の場合返納が必要) ※死亡届を受け付けられるのは、死亡した方の本籍地、死亡地、届出人の住所地のいずれかになります。	
<input type="checkbox"/> 届出人の印鑑と本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	
印鑑登録証を返却いただくか、はさみで切って処分してください。	
<input type="checkbox"/> 京都市国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の個人番号カード又は通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑と本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状か葬儀店の請求書又は領収書で喪主及び故人の氏名が記載されたもの <input type="checkbox"/> 葬儀執行者(喪主)の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬儀執行者(喪主)の金融機関口座番号のわかるもの <input type="checkbox"/> 年金手帳・その他 詳しくは窓口にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 年金証書・その他 詳しくは窓口にお問い合わせください。	
上京年金事務所(075-415-1165)にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の個人番号カード又は通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の印鑑と本人確認書類 <input type="checkbox"/> 会葬礼状か葬儀店の請求書又は領収書で喪主及び故人の氏名が記載されたもの <input type="checkbox"/> 葬儀執行者(喪主)の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬儀執行者(喪主)の金融機関口座番号のわかるもの	
<input type="checkbox"/> 重度障害老人健康管理費支給事業対象者証(認定シール)	
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 各種減額証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 負担割合証(お持ちの方) <input type="checkbox"/> 亡くなった方の個人番号カード又は通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	
<input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	
<input type="checkbox"/> 認定通知書 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居親族の銀行の通帳 窓口にお問い合わせください。	
窓口にお問い合わせください。	
窓口にお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 印鑑 詳しくは窓口にお問い合わせください。	

いつまでに	誰が	担当窓口	
死亡の事実を知った日から7日以内	親族 (親族がいない場合は、死亡者の同居人、家屋管理人等)	1階5番	市民窓口課 (時間外は1階の宿直窓口で受け付けます。)
14日以内	同居している世帯員か代理人	1階3番	市民窓口課
14日以内	世帯主又は親族	1階6番	保険年金課
葬儀の翌日から2年以内	喪主	1階8番	
14日以内	世帯主又は親族	1階6番	保険年金課
葬儀の翌日から2年以内	喪主	1階8番	
速やかに	親族	1階8番	健康長寿推進課
14日以内	親族	2階24番	
速やかに	親族	3階35番	障害保健福祉課
速やかに	親族	3階33番	子どもはぐくみ室
速やかに	父又は母又は代理人	3階32番	

次ページに続きます。

届の種類	手続きチェック 当てはまるものに☑して確認してください	
子ども医療	亡くなられた方が医療費受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭等医療	亡くなられた方が医療費受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>
老人医療	亡くなられた方が医療費受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>
重度心身障害者医療	亡くなられた方が医療費受給者証を持っていた。	<input type="checkbox"/>
敬老乗車証 (70歳以上の方)	亡くなられた方が敬老乗車証を持っていた。	<input type="checkbox"/>
精神保健福祉手帳	亡くなられた方が精神保健福祉手帳を持っていた。	<input type="checkbox"/>
指定難病の 医療費の公費負担	指定難病の医療費の公費負担を受けている。	<input type="checkbox"/>
被爆者健康手帳	亡くなられた方が被爆者健康手帳を持っていた。	<input type="checkbox"/>
肝炎治療の 医療費助成	肝炎治療の助成を受けている。	<input type="checkbox"/>
未納の市税	亡くなられた方が不動産を所有していた。 亡くなられた方に前年の所得があった。(年金, 給与等)	<input type="checkbox"/>



※ 土地や建物の「相続による所有権移転登記」は不動産の所在地を管轄する法務局に申請が必要です。

ご用意いただくもの

- 医療費受給者証
 - 医療費受給者証
 - 医療費受給者証
 - 医療費受給者証
 - 敬老乗車証
 - 精神保健福祉手帳
 - 特定医療費(指定難病)受給者票
 - 被爆者健康手帳
 - 死亡診断書の写し
 - 住民票又は消除された住民票の写し
 - 続柄を証明する書類
 - 手当証書(手当受給者のみ)
 - 印鑑
 - 会葬礼状か葬儀店の請求書又は領収書(喪主の氏名が記載されたもの)
- ※以上を準備して葬祭料受給手続きをしてください。
- 詳しくは窓口にお問い合わせください。
- 肝炎治療受給者証
 - 亡くなられた方の確認書類
 - 届出人の本人確認書類
- 詳しくは担当窓口にお問い合わせください。(☎075-222-3446)

いつまでに	誰が	担当窓口	
速やかに	保護者	3階32番	子どもはぐくみ室
速やかに	親族	3階33番	
速やかに	親族	2階23番	健康長寿推進課
速やかに	親族	3階35番	障害保健福祉課
速やかに	親族	2階23番	健康長寿推進課
速やかに	親族	3階35番	障害保健福祉課
速やかに	親族	3階37番	左京医療衛生コーナー
速やかに	親族	市役所分庁舎1階	市税事務所納税第2担当(左京区担当)